

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 畝本 正一 様 あて名 〒167-0032 日本国東京都杉並区天沼三丁目29番9号 畝本特許ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 05.12.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 KR17003PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/033513	国際出願日 (日.月.年) 15.09.2017	優先日 (日.月.年) 10.02.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G01N33/18(2006.01)i, B63B13/00(2006.01)i, C02F1/00(2006.01)i, C02F1/50(2006.01)i, C02F1/76(2006.01)i, C02F1/78(2006.01)i, G01N21/78(2006.01)i, G01N31/22(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 栗田工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 16.11.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 赤坂 祐樹 電話番号 03-3581-1101 内線 3252	
		2J	3316

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2012-7969 A (北斗電工株式会社) 2012.01.12, 段落 0028-0057 & KR 10-2011-0140095 A & CN 102435603 A
 文献2 : 岡本 幸彦, 船舶用バラスト水処理システムの実用化, J F E 技報, 2010.02, 第25巻, 1-6
 文献3 : JP 2009-139119 A (株式会社クレハ環境) 2009.06.25, 段落 0026 (ファミリーなし)
 文献4 : JP 49-5094 A (シャープ株式会社) 1974.01.17, 第1頁右下欄第9行-第2頁右下欄第5行 (ファミリーなし)

請求項1-6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4により進歩性を有しない。

文献1 (段落 0028-0057) には、処理前及び処理後のバラスト水における TRO 濃度を計測するための TRO モニタ 1 であって、バラスト水注入時の TRO 濃度に基づいて活性物質の注入量を制御し、バラスト水排出時の TRO 濃度に基づいて中和剤の注入量を制御する技術思想について記載されている (特に、段落 0043)。

文献1に記載の TRO モニタ 1 は、省スペース化のために、TRO モニタ 1 を 1 台のみ使用する点について記載されている (特に、段落 0056)。

文献1には、バラスト水注入時と排出時の TRO 濃度を 2 台のモニタでそれぞれ測定する点については記載されていないものの、バラスト水注入時と排出時の TRO 濃度を異なるモニタで測定することは文献2 (特に「2.2.2 バラスト水排出時のシステムの動作」、図4) に記載されるように周知技術であるし、異なるサンプルの水質を、共通の試薬部及び排出部によって測定することは、文献3に記載されている。洗浄液供給部、排水部を 1 つに統合させる技術思想も、文献4 (洗浄液供給部について、第1頁右下欄第9行-第2頁左上欄第14行、排水部について、第2頁右下欄を参照。) に例示される周知技術である。

してみれば、文献1に記載の発明において、バラスト水注入時と排出時の TRO 濃度を 2 台のモニタでそれぞれ測定し、その際、文献3に記載されるように、共通の試薬部によって測定することで、請求項1、6に係る発明を為すことは、当業者が容易に想到し得たことである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

請求項 2 に対して、文献 1 の中和剤が請求項 2 の「緩衝溶液」に相当する。また、異なるサンプルの水質を共通の試薬部によって測定することは、文献 3 に記載されており、文献 1 の中和剤を共通の試薬として採用することは、当業者にとって容易である。

請求項 3、4 に対して、上記のとおり、文献 4（洗浄液供給部について、第 1 頁右下欄第 9 行-第 2 頁左上欄第 14 行、排水部について、第 2 頁右下欄を参照。）に例示される周知技術である。

請求項 5 に対して、請求項 5 に係る発明は、試薬容器中の試薬について具体的に特定されていない。一方、着色された試薬自体は周知慣用のものであり、当該周知慣用の着色された試薬を用いることは、適宜なし得ることに過ぎない。